

この貸付事務取扱要領は、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和 51 年 11 月奈良県規則第 30 号。以下「規則」という。）に基づく貸付事務について必要な事項を定めるものとする。

第 1 林業従事者等

- 1 規則第 1 条第 1 号に定める林業従事者等は、次に掲げる者とする。
 - (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人（木材製造業を営む者にあつては、300 人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のものに限る。）
- 2 借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
 - (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

第 2 貸付資格の認定

- 1 県は、林業・木材産業改善措置の内容が次に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。
 - (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
 - (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
 - (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
 - (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
 - (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
 - (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

第 3 貸付申請時期及び貸付決定時期

- 1 資金の貸付は年 5 回行うこととし、それに伴う貸付申請書の提出期日は次のとおりとする。
なお、貸付決定期日は原則として貸付申請書の提出期日の 1 ヶ月後とする。

	貸 付 申 請 書 の 提 出 期 日
第 1 回	6 月 10 日
第 2 回	8 月 10 日
第 3 回	10 月 10 日
第 4 回	12 月 10 日
第 5 回	2 月 10 日

上記期日が土曜日、日曜日及び休日になる場合は、その直後の平日とする。

- 2 貸付の申請時期については、対象事業に係る着工時期、完了時期を検討のうえ適期に申請するものとする。

第4 償還期限及び償還方法等

- 1 償還方法は、償還期間内の均等年賦償還とし、千円未満の端数については、第1回の償還金に加算するものとする。
- 2 各貸付決定時期に対する毎年度の償還期限は次表のとおりとし、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける場合（以下「県貸付金」という。）の償還期日については、貸付決定時期にかかわらず、原則として2月20日とする。
なお、予定償還日が土曜日、日曜日及び休日の場合はその直後の平日とする。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
償還期限	7 月 31 日	9 月 30 日	11 月 30 日	1 月 31 日	3 月 21 日

第5 貸付の手続等（県直接貸付）

- 1 林業・木材産業改善資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）が、県から直接貸付を受ける場合は、規則第4条第1項に定める貸付申請書、貸付資格認定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して第3の1に定める提出期日までに事務委託機関（奈良県森林組合連合会又は奈良県木材協同組合連合会（以下「県森連又は県木連」という。）を含む。）に提出するものとする。ただし、事務委託機関に提出することが困難と県が認める場合は、当該申請書等を農林振興事務所に直接提出することができる。
 - (1) 見積書、契約書等事業内容及び事業費が記載されたものの写し
 - (2) 設計図、カタログ等事業内容が記載されたものの写し
 - (3) 貸付申請者が法人の場合は、当該者に係る過去2期分の決算書の写し（申請時において決算期を6ヶ月以上経過している時は、直近の合計残高試算表の写し）及び法人税の申告書（法人税法施行規則別表一）の写し
なお、決算期直後で決算書類が作成されていない場合は、前々期の決算書の写し及び合計残高試算表とするが、この場合は前期の決算書作成後速やかに当該決算書の写しを提出するものとする。
 - (4) 貸付申請者が個人の場合は、当該者に係る過去2年分の税の申告書の写し又は経営状況等が確認できる資料。
 - (5) 連帯保証人の前年の所得証明書
 - (6) 連帯保証人申出書（様式第1号の2）
 - (7) 貸付申請者が法人格のない団体である場合は、総会において本資金の借受けに係る目的、限度額、償還の方法等について議決した議案書の写し
 - (8) 返済計画書（様式第2号）
 - (9) 法人にあっては、登記簿謄本等
 - (10) その他林業・木材産業改善措置の内容（施業受委託、立木取得、福利厚生、研修等）に応じた書類
- 2 貸付申請者が申請日現在で未成年者である場合（既婚者を除く。）には、法定代理人を連帯債務者とする。
- 3 貸付申請書の貸付申請者の印は印鑑登録をしているか又は登録を予定しているものとする。
- 4 事務委託機関は、貸付申請書等の提出があったときは、農林振興事務所に送付するものとする。
- 5 農林振興事務所長は、4の規定により貸付申請書等の送付を受けたときは、別に設置する林業・木材産業改善資金運営協議会において審査のうえ、貸付資格の認定及び資金の貸付の適否についての意見を添付し森林環境課へ送付するものとする。
- 6 県は、5の規定により貸付申請書等の送付があったときは、運営協議会の意見を参考にして審査を行い、貸付を行うことが適当であると認めた場合は、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式第3号）とともに貸付申請者に交付し、その旨を事務委託機関（県森連又は県木連を含む。）及び農林振興事務所に通知するものとする。なお、貸付をしない旨の決定をしたときは、その旨を貸付申請者、事務委託機関（県森連又は県木連を含む。）及び農林振興事務所長に通知するものとする。
- 7 貸付申請者は、貸付決定通知があった場合、速やかに規則第6条第1項の規定により借用証書1通に次の書類を添付のうえ、別に定める提出期日までに貸付申請書等を提出した事務委託機関に提出するものとする。なお、貸付申請書等を農林振興事務所に直接提出した者にあつては、県森

連又は県木連に提出するものとする。

(1) 貸付申請者、連帯債務者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 借用証書作成日の前1ヶ月以内に作成された公正証書（民法（明治29年法律第89号）第465条の6の規定に基づき作成されたものに限る）。ただし、連帯保証人となろうとする者が民法第465条の9各号に掲げる者である場合を除く。

8 事務委託機関は、借用証書等の提出があったときは、これを県森連又は県木連に送付し、県森連又は県木連は、送付又は提出を受けた借用証書等を森林環境課に送付するものとする。

9 資金の交付は、原則として借用証書等が森林環境課に提出された日から3週間以内とし、貸付申請者は、金融機関に口座を設けて貸付金を受領するものとする。

第6 貸付の手続等（融資機関による貸付）

1 貸付申請者は、融資機関から貸付を受ける場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）（様式第4号）を提出するとともに、貸付資格認定申請書に次の書類を添付し、農林振興事務所に提出するものとする。なお、既に貸付資格の認定を受けている者にあつては資格認定書の写しを提出するものとする。

(1) 借入申込書の写し

(2) 林業・木材産業改善措置の内容（施業受委託、立木取得、福利厚生、研修等）に応じた書

2 融資機関は、借入申込書の提出を受けたときは、農林振興事務所に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出するものとする。

3 農林振興事務所長は、認定申請書等の提出を受けたときは、別に設置する林業・木材産業改善資金運営協議会において審査のうえ、貸付資格の認定及び資金の貸付の適否についての意見を付し、森林環境課へ送付するものとする。

4 県は、3の規定により認定申請書等の送付があったときは、運営協議会の意見を参考にして審査し、貸付資格の認定の可否を融資機関及び農林振興事務所長に通知し、貸付を行うことが適当であると認めたときは、貸付の決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付するとともにその旨を農林振興事務所長に通知するものとする。なお、貸付をしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関、貸付申請者及び農林振興事務所長に通知するものとする。

5 融資機関は、県から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、貸付申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、森林環境課に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第6号）を提出するものとする。

7 県貸付金の交付は、6の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を森林環境課に提出するものとする。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。

9 融資機関は、貸付申請者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（様式第7号）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付を行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに県に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付の業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 林業・木材産業改善資金の貸付の業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならず、また、県が当該融資機関に対する貸付に係る債権の保全その他貸付の条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

第7 連帯保証人（県直接貸付）

1 規則第3条に規定する連帯保証人の数は、資力のある者1名以上とする。（借受金額が1,500万

円以下の場合であって、県が相当と認める担保を提供する場合を除く）。

- 2 連帯保証人については、借受者の営んでいる事業所内で就労している者（専務、従業員等）を除外すること。ただし、借受者が団体の場合は除く。（借受者が法人（会社以外の団体も含む）である場合、代表者が連帯保証人となることは可。）
また、借受者が個人である場合、連帯保証人については、生計を一にする親族を除外すること。
- 3 連帯保証人の最高保証限度額は、自らの林業・木材産業改善資金の借入金を含めて 1,500 万円以内とする。
- 4 原則として奈良県内で独立の生計を営み所得のある者。（やむを得ない場合は奈良県に隣接する府県に居住する者。）
- 5 当該資金の最終償還時の年齢が、満 70 歳以下の者であること。（ただし、年金生活者は不可）
- 6 連帯保証人については、その保証する額が 100 万円未満の場合は、第 5 の 1 の（5）に規定する所得証明書の提出は不要とする。

第 8 担保（県直接貸付）

- 1 担保は、別に定める貸付基準により県が相当と認めるものとし、借受金額が 1,500 万円を超える場合（既借受額を含む。）は、必ず担保を提供するものとする。
- 2 担保は、不動産担保とする。
- 3 担保を提供する場合は、借受者が申請書を提出する際に登記簿謄本、位置図、公図、市町村固定資産評価証明書を提出する。
- 4 担保物件については、事務委託機関が調査確認を行い、林業・木材産業改善資金運営協議会に提出する。
- 5 抵当権設定の順位は、第 1 順位で設定する。
- 6 その他担保事務取扱要領によることとする。

第 9 事業実施報告等

- 1 林業・木材産業改善措置に係る事業は、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後 3 ヶ月以内（継続した森林林業及び研修等 3 ヶ月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了するものとする。
- 2 借受者は、事業の完了後 30 日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（以下「報告書」という。）（様式第 8 号）に資金の支払いを証明するに足る書類（納品書及び領収書等の写し、林業・木材産業改善資金専用口座の通帳の写し、車検証の写し、建物登記簿謄本等）を添付して貸付の決定を受けた機関（県又は融資機関をいい、以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。なお、共同で貸付を受けた場合には、実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。
- 3 県から直接貸付を受けた者は、原則として借用証書等を提出した事務委託機関を経由し、農林振興事務所に提出するものとする。
- 4 事務委託機関は、借受者から提出された報告書等について、資金管理の面から資金使途、所用資金額、証拠書類等の内容を審査、確認のうえ農林振興事務所へ送付するものとする。
融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（様式第 9 号）に借受者から提出された報告書等の写しを添付し農林振興事務所に提出するものとする。
- 5 農林振興事務所長は、事業に対する実施結果等について現地確認に基づき審査し、林業・木材産業改善資金借受者調査書（様式第 10 号）に事業実施報告書を添えて森林環境課に送付するものとする。
- 6 実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付の目的に適合していないと県が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。
- 7 農林振興事務所長は、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業（融資機関が行う貸付に係るものを含む。）について毎年度調査を行い、林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書（様式第 11 号）を作成し、森林環境課に提出するものとする。
- 8 上記調査の実施時期は、森林環境課長が別途通知するものとする。

第 10 貸付資格認定の取消し

県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第 12 号）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付を受けている場合には、融資機関に対しその旨通知し、期限前償還等の

所定の手続を行うものとする。

第 11 事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還

- 1 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合は、速やかに繰上償還を行わなければならないものとする。
- 2 融資機関は、1 の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとし、森林環境課に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（様式第 13 号）を提出するものとする。

第 12 その他の繰上償還

- 1 借受者は、第 11 の規定による場合のほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書（様式第 14 号）を提出するものとする。
- 2 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに森林環境課に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合は、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。
- 3 1 及び 2 において、借受者又は融資機関から借受残額一括償還の通知があったときは、森林環境課長は、第 9 の 7 に定める今年度の調査が実施されたかどうかを確認し、実施されていない場合は農林振興事務所に速やかに実施させた後に償還金を受領し、又は融資機関に受領させるものとする。

第 13 期限前償還

- 1 貸付決定機関は、借受者が次のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。
 - (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 償還金の支払を怠ったとき。
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付の条件に違反したとき。
- 2 第 11 の 2 の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。
- 3 県は、融資機関が次のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。
 - (1) 県貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 県が融資機関に対する貸付に係る債権の保全その他貸付の条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関する報告を求めた場合、当該報告を怠ったとき。
 - (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を第 14 の規定により猶予していたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
 - (4) (1) から (3) に掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付の条件に違反したとき。

第 14 支払の猶予

貸付決定機関は、借受者が災害、借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷又はその他知事がやむを得ないと認める理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができるものとする。支払猶予の限度額は年賦償還金額とし、その期間は 1 年以内とする。

この場合において、支払の猶予を申請しようとする者は、規則第 7 条に定める支払猶予申請書に次に掲げる者の発行する災を証明する書類及びこれを補完する書類を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の 30 日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合を除く。

- (1) 自然災害及び火災にあつては、市町村長又は消防署長
- (2) 盗難にあつては、警察署長
- (3) 死亡、疾病又は負傷にあつては、医師

融資機関は、県から林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書の交付を受けたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第 15 号）により借受者に通知するものとする。

第 15 違約金

- 1 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日

数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、速やかにこれを県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。
- 3 県は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が第 14 の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合は、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を上記日数から控除するものとする。

第 16 借受者等の変更（県直接貸付）

- 1 借受者が死亡したときは、その事業及び債務を引き継ぐ者がある場合、債務引継申出書（様式第 16 号）を作成し、市町村長の発行した死亡証明書等、債務引継者の印鑑登録証明書を添付のうえ、借用証書等を提出した委託事務機関を経由し、森林環境課に提出するものとする。
- 2 借受者及び保証人が住所を変更した場合は、借受者、連帯保証人住所変更届（様式第 17 号）により住民票を添付のうえ借用証書等を提出した委託事務機関を経由して森林環境課に提出するものとする。
- 3 連帯保証人の死亡等により変更が生じた場合は、借受者連帯保証人変更申請書（様式第 18 号）に印鑑登録証明書及び前年の所得証明書を添付のうえ借用証書等を提出した委託事務機関を経由して森林環境課に提出するものとする。

第 17 林業普及指導組織の取り組み

林業・木材産業改善資金の貸付事業は、林業普及指導組織の普及指導活動の経済的裏付けとなるものであるから、林業普及指導組織は、特に次の諸点に留意して、林業・木材産業改善資金の貸付事業をその普及指導活動の中に意欲的に取り込むものとする。

1 林業普及指導員の指導

現地において直接借受者に接して普及指導にあたる林業普及指導員は、借受者に対し、貸付前のみならず貸付後の事業実行及びその事業活動について積極的な指導援助を行い、資金が適切かつ有効に利用されるよう指導するものとする。

2 貸付決定等への参画

農林振興事務所における貸付申請書等の審査及びその他貸付決定等に当たっては、林業普及指導組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。

第 18 その他の貸付条件

借受者は、借入金の償還期間中、林業・木材産業改善措置の内容（立木取得、複層林転換等）に応じて、必要な書類を提出するものとする。

第 19 事前着工

本資金による事業の着工は、資金の交付を受けてから行うのが原則であるが、伐採時期等からやむを得ず資金交付前に着工する必要がある場合、借受者は事前に県の承認を得てから行うものとする。

なお、詳細は事前着工事務取扱要領によることとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 16 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 17 年 9 月 16 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 22 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 16 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 7 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 13 日から実施する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。